

令和7年度（2025年度）介護の魅力発信プロジェクト業務委託 企画提案募集要項

1 業務の目的

高齢者人口の増加や生産年齢人口の減少が進む中、2040年度には本県で約9,500人の介護人材が不足すると推計されており、介護人材の確保は喫緊の課題である。

また、近年では、離職を防ぐために職員の負担軽減や処遇改善等に取り組む介護事業所も増えていることから、介護に対して抱いているイメージを向上させるため、これらの情報を効果的に発信する必要がある。

そこで、令和4年度に開設したワンストップサイト「ウェルカム！くまもと介護の扉」を活用しながら、このような優れた取組みを他の事業所にも広く波及させ、介護の魅力ややりがいを発信することで、介護人材の確保・定着を図ることを目的とする。

2 業務の実施方法等

（1）実施方法

介護の仕事の魅力発信について、ターゲットに即した効果的な企画立案と実施を円滑に遂行する必要があることから、これらのノウハウに精通した民間企業の経験及び企画力が不可欠である。

そのため、公募型プロポーザル方式にて1社を選定し委託する。

（2）委託する業務内容

別添「令和7年度（2025年度）介護の魅力発信プロジェクト業務委託標準仕様書」のとおり

3 契約期間

契約締結日から令和8年（2026年）3月17日（火）まで

4 委託料の上限

3,525千円

※この金額は、契約時の予定価格を示すものではなく、業務委託の内容に係る予算規模を示したものである。

5 担当部局

〒862-8570 熊本市中央区水前寺6丁目18番1号

熊本県健康福祉部長寿社会局高齢者支援課 企画班

電話：096-333-2215（直通）

FAX：096-384-5052

E-mail：koureishien@pref.kumamoto.lg.jp

6 委託先の選定

(1) 選定方法

企画提案によるプロポーザル方式とする。

委託先の選定にあたり、応募書の書類審査及びプレゼンテーションを経て、適当と認められる応募者を採択することとする。

(2) 審査項目と選定方法

ア 企画提案等の内容について、審査委員により以下の審査項目に基づく審査を行い、4名の審査員のうち3名以上が第1順位をつけた者を受託者とする。

イ なお、該当者がいなかった場合は順位の平均値を出して決定し、順位の平均値が同じであった場合はそれらの中で評点の合計点が最も高かったものを受託者とする。ただし、合計点が240点を下回る場合には当該企業を受託者としない。

ウ 企画提案参加者が1社の場合は、すべての審査員が評点を60点以上と評価した場合に、当該事業者を受託者とする。

審査項目及び審査の視点			配点
企画内容・企画力	基本事項	・ 目的を十分理解した提案となっているか。 ・ 無理のないスケジュールで、実施可能な計画か。	20
	創意工夫	・ 介護の魅力を発信するサイトについて、介護職のイメージの向上や介護職への就職、定着の促進につながるコンテンツが提案されているか。 ・ ターゲット及び成果指標の設定が事業目的に合致しているか。 ・ ターゲットをサイトへ誘導するための取組みがストーリー性を有するものとなっているか。 ・ 事業所の優れた取組事例を分かりやすく発信する工夫がなされているか。 ・ 上記取組事例を活用した事業展開により、県内事業所への取組みの広がりを期待できるか。	45
	積算	・ 提案内容と整合性がある経費が適切に見積もられており費用対効果を期待できるか。	10
業務遂行能力		・ 本業務を確実に運営・遂行する実施体制を有しているか。 ・ 本業務と類似の契約実績がどの程度あるか。	20
その他項目	働く環境の整備	① 熊本県ブライト企業の認定をうけていること。	1
	多様な人材の活躍	② 障害者支援施設等からの物品及び役務の調達実績（当該年度又は前年度）があること。	1

	環境配慮	③事業活動温暖化対策計画書制度の対象事業者（義務及び任意）、エコアクション 21、RE100、再エネ 100 宣言 RE Action のいずれかの認証等、または④森林吸収量認証書の交付実績（今年度又は前年度）があること。	1
	その他の持続可能な社会の実現	⑤熊本県 SDGs 登録制度に登録していること。	1
		⑥パートナーシップ構築宣言に登録していること。	1
合 計			100

7 参加資格

民間企業、その他の法人又は法人以外の団体、個人事業主であって、以下の（１）～（６）の要件全てを満たしている者。

ただし、県との協議等に担当者等が出席でき、また、電話、メール等にて速やか、かつ確実な連絡体制をとれる者に限る。

- （１）委託事業を的確に遂行するに足る能力を有するものであること。
- （２）宗教活動や政治活動を主たる目的とする者でないこと。
- （３）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第２号に掲げる暴力団またはそれらの利益となる活動を行う者でないこと。
- （４）地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４の規定に該当する者でないこと。
- （５）県税、消費税または地方消費税の滞納がないこと。
- （６）公告日時点で、熊本県の業務委託競争入札参加資格を有していること。

8 応募等スケジュール

- | | |
|--------------|----------------------|
| （１）募集開始（公告日） | 令和７年７月１４日（月） |
| （２）質問書提出締切 | 令和７年７月２２日（火）正午必着 |
| （３）参加表明書提出締切 | 令和７年７月２８日（月）正午必着 |
| （４）企画提案書提出締切 | 令和７年８月 １日（金）正午必着 |
| （５）選定審査会 | 令和７年８月 ５日（火）午前 |
| （６）結果通知 | 令和７年８月 ６日（水）（予定） |
| （７）仕様書協議等 | 令和７年８月 ７日（木） |
| | ～令和７年８月２２日（金）（予定） |
| | ※８月１２日（火）～１５日（金）を除く。 |
| （８）契約締結 | 令和７年８月末（予定） |

9 選定審査会（プレゼンテーション）の実施

（１）開催日時

令和７年（２０２５年）８月５日（火）午前

※ １社３０分程度（説明時間は２０分）を予定。詳細は、後日、個別に連絡する。

（２）開催場所

熊本県庁 防災センター３階 ３０２会議室

（３）参加申込み

選定審査会の参加希望者は、以下ア～ウの参加表明書その他の必要書類（以下「参加表明書等」という。）を１部提出すること。

ア 参加表明書（別紙様式１）

イ 組織体制に関する書類

ウ コンソーシアムの場合は、構成員ごとにア及びイの書類のほか、本業務に係るコンソーシアム協定書の写し

（４）問い合わせ及び提出先

「５ 担当部局」に同じ

（５）提出期限

令和７年（２０２５年）７月２８日（月）正午 必着

※ 提出方法は、持参又は郵送とし、期限までに必着のこと。

（６）参加資格の決定及び通知

参加資格の確認について、参加表明書等の提出期限日をもって行うものとし、結果（参加資格がないと認めた場合は、その理由も含む。）については、書面により通知する。

なお、参加資格を認めた者であっても、当該確認後に参加資格を満たさないことが明らかになったときは、当該参加資格を取り消すものとする。

10 企画提案書の提出

選定審査会の参加希望者（参加資格を認めた者に限る。）は、以下ア～キの企画提案書とその他の必要書類（以下「企画提案書等」という。）を提出すること。

（１）提出書類

ア 企画提案書（別紙様式３）

イ 全体スケジュール

ウ 実施体制

エ 実施内容

オ 類似業務の実績

カ 参考見積書・経費内訳書（様式自由）

キ 事業者の取組に関する申出書（別紙様式４）

（２）提出部数

６部（正１部、副５部）

※ 提出する書類の規格は A4 片面とし、企画提案書は PR したいポイントや記

載内容の理由・背景など提案趣旨を明確に示したうえで、20ページ程度にまとめること。

(3) 提出先

「5 担当部局」に同じ

(4) 提出期限

令和7年(2025年)8月1日(金)正午 必着

※ 提出方法は、持参又は郵送とし、期限までに必着のこと。

(5) 留意事項

ア 企画提案書は、ホチキス又はクリップで留めること(ファイリングは不要)。

イ 参考見積書及び経費内訳書は、企画提案書の最終ページに添付すること。

11 質問及び回答

(1) 質問方法

今回の業務委託について、質問を希望する場合は、質問書(別紙様式2)により、電子メールで提出すること(電話による質問には回答しない)。

(2) 提出先

「5 担当部局」に同じ

(3) 回答方法

質問内容及び回答は、熊本県ホームページに掲載する(質問社名・担当者名等は明らかにしない)。

(4) 提出期限

令和7年(2025年)7月22日(火)正午 必着

12 契約の締結

受託候補者と、企画提案書を参考に協議を行い、協議が整った場合に、委託上限金額の範囲内で契約を締結する。なお、契約に際しては、仕様書や企画提案書等の内容を一部変更する場合がある。

また、当該候補者として選定された者と協議が整わない場合は、次点の提案者として評価した者と協議のうえ、契約を締結する場合がある。

13 契約保証金の納付

受託者は、契約締結に際し、熊本県会計規則第77条の規定により、契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付するものとする。ただし、契約不履行のおそれがないと認められる場合は、熊本県会計規則第78条第6号の規定により、契約書に、契約不履行の際は契約保証金相当額の違約金を支払う旨の定めを設けて免除することがある。

14 採択決定後の手続き

(1) 見積書の提出

(2) 契約保証金の納付

(3) 委託契約の締結

- (4) 業務完了報告書（事業報告書）の提出 ※委託事業終了後
- (5) 委託費の支払い

15 受託者の責務

- (1) 秘密の保持や個人情報の保護等を行う義務がある。
- (2) 県の承諾なしに、契約により生ずる権利を第三者に譲渡し、又は義務を第三者へ引き受けさせることはできない。
- (3) 原則として、受託者は、本業務に係る全部を第三者に再委託することはできない。ただし、県の承諾を得、合理的に必要な範囲で本業務に係る一部を再委託することは妨げない。
- (4) 業務の処理に関し発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）のために必要になった経費は受託者負担とする。

16 その他の留意事項

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 提出書類等については、以下のア～カに留意すること。
 - ア 提出期限までに参加表明書等又は企画提案書等を提出しなかった場合は、選定審査会の参加者として認めない。
 - イ 参加表明書等及び企画提案書等の作成並びに提出に係る費用は、参加者の負担とする。
 - ウ 一度提出のあった書類については、原則として差替えを認めない。
 - エ 提出された書類は、添付書類も含め参加者に返却しない。
 - オ 提出された書類は、参加者に無断で使用しない。
 - カ 参加表明書等及び企画提案書等に虚偽の記載をしたことが判明した場合、県は、当該参加表明書及び企画提案書等の提出を無効とし、参加資格の取消し、落札決定の取消し、契約締結の保留又は契約の解除等の措置をとることができるものとする。
 - キ 参加表明手続きを行った後、都合により選定審査会（プレゼンテーション）等の参加を辞退することになった場合は、参加辞退届（別紙様式5）を提出すること。
- (3) 受託候補者の決定後、契約締結までの間に、受託候補者が「7 参加資格」に規定する参加資格を満たさなくなった場合には、契約を締結しないことができるものとする。